

## 愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成29年7月10日（月）午後3時から午後3時55分まで
- 2 場所 自治センター 5階 研修室
- 3 議事
  - (1) 部会長の選任について
  - (2) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
  - (3) その他
- 4 出席者  
委員9名、説明のために出席した職員12名、都市計画決定権者等10名
- 5 傍聴人  
なし
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア 部会長の選任について
      - ・ 部会長について、二宮委員が互選により選出された。
      - ・ 議事録の署名について、二宮部会長が佐野委員と山澤委員を指名した。
      - ・ 部会長代理について、二宮部会長が山澤委員を指名した。
    - イ 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
      - ・ 資料2から資料4について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

- 【井上委員】資料4の指摘事項11について、RDF方式も全連続式焼却方式に含まれるということによかったか。
- 【事務局】RDF方式は廃棄物を整形して固形燃料にするものであり、正確には焼却を伴うものではないが、都市計画決定権者としては、焼却方式は方法書11ページに示したRDF方式も含めた複数の方式の中から今後選定していきたいとのことである。
- 【東海林委員】方法書211ページの道路交通騒音の調査地点について、資料4の指摘事項2の都市計画決定権者の見解では、工事用車両は県道406号を極力使用しないとしたが、県道406号には小学校もあることから、当該沿道で道路交通騒音を調査する必要があるのではないか。

【事務局】方法書では、最も車両が集中する県道 405 号の 2 地点で調査を行うとしている。調査地点の設定が適切であるかについて、工事用車両は県道 406 号を極力使用しないとしていることも踏まえ、審査いただきたい。

【井上委員】予測地点は、最も交通量が多くなる地点にするのか、それとも最も影響を受ける地点にするのか、二通りの観点があると思うが、本件についてはどちらが適切であるか。

【事務局】どちらも重要な観点であるが、本方法書については、予測地点は調査地点と同じとし、最も交通量が集中する地点を選定している。

今回は、資料 4 の指摘事項 2 のとおり、工事用車両は極力県道 406 号を使用しないとの都市計画決定権者の見解が示されたので、車両台数が少ないのならば、調査までは必要ないと考えられる。

【佐野委員】県道 406 号を通らないとすると、逆に県道 405 号の交通量が増えることになり、県道 405 号で更に調査地点を増やす必要性についても検討しなくてはいけなくなる。

既存施設において、ごみ収集車の交通量が現状どれぐらい発生していて、将来はそれがどれぐらい増えるか示していただかないと、調査地点の妥当性を判断することはできない。交通量の増減等について示していただきたい。

【事務局】既存施設に係る交通量及び将来想定される交通量を整理し、次回お示ししたい。

【葉山委員】資料 4 の指摘事項 7 について、方法書で示された耕作地にも畑と水田の二種類があって、哺乳類や植物の調査は、畑の耕作地を対象に調査地点を設定している。一方、昆虫については指摘事項 8 において、水田の耕作地においても調査地点を追加するとの見解が示されたが、哺乳類や植物についても水田の耕作地での調査を追加する必要があるのではないか。

【事務局】方法書においては、最も事業実施区域に近い耕作地を哺乳類等の調査地点として設定しているが、耕作地でも畑と水田では環境が全く異なるので、北側の耕作地（畑）だけでなく、南側の耕作地（水田）でも昆虫の調査地点を追加した方がよいと前回の審査会において指摘があった。このことについては、哺乳類等にも当てはまると考えられるため、昆虫だけでなく動物全般や植物についても、専門家の指導、助言を得ながら適切に調査地点を設定していただきたいと考えている。

【井上委員】資料 3 の住民意見の番号 2 について、配慮書手続において地盤に関する知事意見を述べたとのことだが、方法書のどこで地盤に関する検討の経緯を記載しているのか。

【事務局】方法書 176 ページのとおり、知事意見においては東案を検討する際には、地盤の安定性について配慮するよう求めたものである。一方で、北案については地盤の安定性の検討を行うことは知事意見で求めている。今回事業者は北案を選定したため、地盤に関する検討までは記載していない。

【田代委員】資料 3 の住民意見の番号 5 について、半径 3 km 以内において旧軍用地の産業廃棄物が埋設していると指摘しているが、当該指摘を踏まえどのような対応を考えているのか。

【事務局】都市計画決定権者に確認したところ、近くに軍用地が過去あったのは事実のようだが、既存施設を建設する前は雑種地だったとのことである。いずれにしても、今後土壤汚染対策法の地歴調査を行うことなどによりしっかりと土地の状況を確認し、それを踏まえ適切な対応を検討していくことになる。

【田代委員】方法書では対象事業実施区域内における深さ方向の地盤の状況が示されていない。今回温室園芸団地において土壤調査を行うとのことだが、廃棄物の埋設に関する住民意見もあったので、表層だけでなく深さ方向についても調べていただきたい。また、土壤調査地点が1地点しかないが、周辺に川が流れており、それに連動するであろう地下水の流れも考えると、ある程度連続したデータがないと評価が難しいので、既存施設に関する資料をしっかりと確認していただきたい。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会